

特別支援教育就学奨励費実施要項

福山市教育委員会
(学事課)

1 事業の目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の主旨により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、これら児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を援助し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

2 経費の支弁の基準

- (1) 文部科学省が定めるところにより算定した、保護者等の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働省が定める基準の例により測定した、その世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合。（ただし、職場実習交通費及び交流及び共同学習交通費以外については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律」第2条の規定により経費を給与されている児童・生徒の保護者等を除く。）
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合。
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合。

3 援助の範囲

(1) 学校給食費

学校給食法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費

(2) 通学に要する交通費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により公共交通機関を利用して通学する場合の交通費の額（通級指導教室に通級している児童・生徒については、通級先の学校までの片道の距離が2km以上の場合に限る。）

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費・宿泊費及び見学科等の額

(4) 校外活動等参加費

ア 宿泊を伴わないもの

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科の額

イ 宿泊を伴うもの

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる宿泊を伴う学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科の額とし、補助の対象

とする実施回数は、学年を通じて1回とする。

(5) 学用品・通学用品購入費

児童等が通常必要とする学用品及び通学のため通常必要とする通学用品の購入費の額

(6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新たに入学する児童・生徒に係る学用品等の購入費

(7) 体育実技用具費

ア 小学校

体育の時間にスキー(スケートを含む)を行うために必要な次表の用具を購入する経費。

イ 中学校

保健体育の時間に、柔道、剣道、スキー(スケートを含む)を行うために必要な次表の用具を購入する経費。ただし、3年間を通じていずれかの1回とする。

区 分		対 象 経 費
小学校	スキー	スキー板、スキー靴、ストック、金具
中学校	柔 道	柔道着
	剣 道	防具一式購入の場合(剣道着、竹刀、防具袋)
	スキー	スキー板、スキー靴、ストック、金具

(8) 拡大教材費

弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費

(9) 交流及び共同学習交通費

学校教育の一環として、特別支援学校又は他の小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級の児童・生徒と共に集団活動(学校内)に参加する場合に必要な交通費

(10) 職場実習交通費

教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場(職場)実習に参加する場合の交通費

(11) オンライン学習通信費

I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するものの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合の、児童又は生徒が必要とするオンライン学習に必要な通信費の額。

4 支給方法

各小・中学校長は、当該児童・生徒の保護者から、交付金の申請・請求・受領に係る委任を受け、9月、11月、1月、3月(年4回)に支給する。

5 支給額

(1) 収入額が需要額の1.5倍未満の場合(第Ⅰ区分)

通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については実費の全額。学校給食費、修学旅行費、校外活動等参加費、体育実技用具費、拡大教材費、オンライン学習通信費については国庫補助対象限度額の範囲内で実費の1/2の額。学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については国庫補助対象限度額の範囲内。

(2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合(第Ⅱ区分)

通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については実費の全額。学校給食費、修学旅行費、校外活動等参加費、体育実技用具費、拡大教材費については国庫補助対象限度額の範囲内で実費の1/2の額。学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については国庫補助対象限度額の範囲内。

(3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合(第Ⅲ区分)

通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費について実費の1/2の額。

なお、通級指導教室に通級している児童・生徒については通学費のみを援助する。(収入額が需要額の2.5倍未満の場合は実費の全額、2.5倍以上の場合は1/2の額。)

また、各単価は別途通知する。

6 交付方法

就学奨励費の交付は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないときその他奨励費の支給の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

附 則

- 1 2007年(平成19年)4月1日一部改正
- 2 2007年(平成19年)6月21日一部改正(2007年(平成19年)4月1日適用)
- 3 2013年(平成25年)3月7日一部改正
- 4 2013年(平成25年)5月15日一部改正
- 5 2014年(平成26年)4月1日一部改正
- 6 2017年(平成29年)11月30日一部改正
- 7 2019年(平成31年)4月1日一部改正
- 8 2021年(令和3年)4月1日一部改正
- 9 2022年(令和4年)5月13日一部改正
- 10 2023年(令和5年)3月31日一部改正

特別支援学級児童・生徒に対する就学奨励費 認定事務処理要領

1 対象者

- (1) 特別支援学級に在籍する児童・生徒で要保護・準要保護の適用を受けていない者
- (2) 特別支援学級に在籍する児童・生徒で児童福祉施設（六方学園・こぶしヶ丘学園・ゼノ少年牧場・ルンビニ園）に入所している者については、当該施設において就学に係る措置費を受けていない者（この場合、措置費を受けていない旨を記した証明書を添付のこと）
- (3) 通常の学級において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒で要保護・準要保護の適用を受けていない者
- (4) 通常の学級において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒で児童福祉施設（六方学園・こぶしヶ丘学園・ゼノ少年牧場・ルンビニ園）に入所している者については、当該施設において就学に係る措置費を受けていない者（この場合、措置費を受けていない旨を記した証明書を添付のこと）
- (5) 通級指導教室に通級している児童・生徒

2 認定に伴う提出書類

- (1) 就学奨励費交付申請者・辞退者名簿 1部
(申出による辞退の場合、保護者の辞退届を添付)
- (2) 通学費支給対象者名簿（交通機関利用のみ） 1部
- (3) 就学奨励費にかかる収入額・需要額調書 1部
- (4) 所得証明願（様式2） 1部

※1月1日現在福山市に居住していなかった保護者については、当該市区町村において住民税所得課税証明書（所得金額や、所得控除の額及び内訳が分かるもの）を取得し提出してください。この場合、6月以降でないと、証明がとれませんので注意してください。

3 就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の記入方法

記入例を参考に、太枠内に保護者が記入，需要額等の欄に学校が記入してください。

4 所得証明願の記入方法

様式2に保護者名で申請してください。

5 その他

(1) 認定

支弁区分決定のため、2(3)，(4)により算定し、結果を学校長及び保護者に通知します。（支弁区分によって支給対象経費が異なり、第Ⅰ区分（全ての費目），第Ⅱ区分（全ての費目（オンライン学習通信費を除く）），第Ⅲ区分（通学費，交流及び共同学習交通費及び職場実習交通費）のいずれかが対象となります。）

(2) 支給

市教育委員会は、学校長からの就学奨励費交付申請に基づき、学校長に就学奨励費を交付します。交付を受けた学校長は、速やかに保護者に支給するものとします。

なお、保護者に支給するに当たって、学校長はあらかじめ保護者から受領について書面により委任を受けることとします。

附 則

- 1 2007年(平成19年)4月1日一部改正
- 2 2008年(平成20年)4月1日一部改正
- 3 2009年(平成21年)4月1日一部改正
- 4 2013年(平成25年)3月7日一部改正
- 5 2013年(平成25年)5月15日一部改正
- 6 2021年(令和3年)4月1日一部改正
- 7 2022年(令和4年)5月13日一部改正
- 8 2023年(令和5年)3月31日一部改正